

特集 一斉改選について考える

インフォメーション

- 「秋の褒章・叙勲」…………… 6
- クローズアップ「この人」…………… 7
- おすすめ書籍「ブックレビュー」…………… 8
- エッセイ:ひとをつなぐ
「㊦ わかりあうふたり」…………… 8



一斉改選について考える

一年を切った一斉改選。

推薦準備はすでにスタートしています。

推薦にかかるスケジュールや諸要件はご理解いただけていますか。

本号はその「準備号」として、

一斉改選に関する歴史や手続きなどをご紹介します。

■一斉改選の歴史

民生委員の歴史は、制度の源とされる岡山県の済世顧問制度が正6年に設置されたことにさかのぼります。この「済世顧問制度」では、顧問には地域社会の一流の人材を委嘱することを原則としており、適任者がいなければ空席としておくという人物本位の制度であったため、特に任期は設けられていませんでした。

翌大正7年には大阪方面委員規程が公布されますが、ここで導入された「方面委員制度」でも有志者に重点を置いて人選されています。昭和11年になると「方面委員令」が交付され、それまで地方によってはまちまちであった委員

の任期を4年と決めました。

昭和21年には「民生委員令」が制定され、任期が2年に短縮されました。これは、委員として不適当な者があつたときに、「名誉職」とされていた委員を解任することは好ましくないため、適当な時期に改選し、常に適格者をもって配置しようという意図によるものでした。

民生委員令が制定されてから、わずか2年足らずで「民生委員法」が制定されることとなります。この法整備によって市町村民生委員推薦会、都道府県民生委員審査会の設置とその構成の明確化・具現化が図られたこと、知事により民生委員の再推薦と直接人選の規定を新たに設けたこと、民生委員

の資格要件を明示したこと、職務

上の信条を明示したこと、民生委員の解職規定を設けたこと、民生委員会を民生委員協議会と改称したこと、民生委員に関する経費の国庫補助規定を設けたことなどが明確化され、任期は3年とされました。

■一斉改選日は12月1日

昭和28年の民生委員法の改正時にその任期を昭和28年11月30日までとして改選時期を統一したことにより、改選日は12月1日と決まっています。

■選任要件

民生委員の選任要件は、厚生勞

働省から示される「選任要領」や

「定数基準」に基づき、各都道府県・指定都市・中核市がそれぞれの地域の実情に即した選任要領や定数配置等を定めています。以下に要件の詳細を記載します。

○民生委員・児童委員選任要領

(平成22年2月23日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知)

第2 民生委員・児童委員の 適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任

者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないうような留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう75歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるため留意すること。

また、現任の者を再任する場合も、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。



○定数基準

1 区域担当民生委員・児童委員

中核市を含む 人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人
町村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人

2 主任児童委員

民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

○年齢要件

*令和4年1月現在の情報のため、実際の要件と異なる場合がありますのでご注意ください。

1 民生委員・児童委員

	北海道	函館市	旭川市	札幌市(参考)
新任	基準なし	原則75歳未満	原則72歳未満 地域の実情により75歳未満も認める	30歳以上72歳未満 理由書添付により72歳以上75歳未満も推薦できる
再任	できる限り75歳未満	原則75歳未満 地域の実情により1期に限り75歳以上も認める	原則75歳未満 地域の実情により78歳未満も認める	30歳以上75歳未満 理由書添付により75歳以上78歳未満も推薦できる

2 主任児童委員

	北海道	函館市	旭川市	札幌市(参考)
新任	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則65歳未満 地域の実情により68歳未満も認める	30歳以上60歳未満
再任	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則65歳未満 地域の実情により1期に限り65歳以上も認める	原則65歳未満 地域の実情により68歳未満も認める	30歳以上63歳未満

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格
識見ともに高く、生活経験が
豊富で、常識があり、社会福祉
の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、そ
の地域の実情をよく知ってい
るだけでなく、地域の住民が
気軽に相談に行けるような者
あつて、民生委員・児童委員
の生活が安定しており、健康で
- (3) 活動に必要な時間を割くこと
ができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、
信条、性別、社会的門地によつて、
差別的な取扱いをす
ることなく職務を行うことができ、
個人の生活上、精神上、
肉体上の秘密を固く守ることが
できる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健
その他福祉の仕事に関心をもち、
児童の心理を理解し、児童に
接触して指導することができ、
また児童から親しみを
もたれる者

■市町村の推薦手続き

各市町村では、道から示される諸要件と左記スケジュールに基づき、委員の推薦手続き等を行っていただくことになります。なお、中核市においては、左記スケジュールは適用されませんが、同様の推薦手続き等を行います。

■民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査（抜粋）

民生委員児童委員のなり手不足の原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足等さまざまな理由が挙げられていますが、本連盟では、このことに加え委員の早期退任傾向も大きな原因であると分析しています。令和元年の一斉改選

では、退任した委員の約半数が75歳未満との実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。さらに、令和4年4月1日時点で、75歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが見込まれ、一斉改選においては、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが見られます。

への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への意見具申も視野に入れ、本調査を実施しました。

○調査概要

(1) 調査対象

法廷単位民生委員児童委員協議会（政令指定都市、中核市除く）356民児協

(2) 調査時期等

調査時点 令和3年4月1日
調査期間 令和3年6月1日～7月31日

(3) 調査方法

調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付。

調査票の回収 返信用封筒を同封し、委託事業者に調査票を送付もらう。

(4) 調査票回収率【表2】参照

【表1】推薦等スケジュール（予定・参考例）

時期	北海道	市町村
令和3年11月上旬	定数及び民児協数調査	定数及び民児協数検討
令和3年12月下旬	定数及び民児協数調査報告締切	
令和4年1月中旬	定数及び民児協数内部審査 審査方針改正検討	
令和4年2月下旬	定数及び民児協数内定 →条例改正案提出準備	
令和4年3月下旬	審査方針改正 →審査専門分科会	
令和4年4月中旬	候補者名簿提出通知	候補者選任作業+推薦会
令和4年6月中旬	候補者名簿提出締切	
令和4年6月下旬	候補者書類審査（～9月）	
令和4年7月上旬	定数決定 →道議会第2回定例会	
	感謝状、必要物品数等調査	
令和4年7月下旬	感謝状、必要物品数等調査締切	
令和4年9月下旬	推薦決定 →審査専門分科会	
令和4年10月上旬	候補者名簿等を国へ進達 →国決定10月中旬	
令和4年10月下旬	委嘱等通知	
令和4年11月中旬	委嘱状送付	
令和4年12月1日	定数条例施行 民児協区域等告示	委嘱状等交付

【表2】調査票回収率

	対象	回答数	回収率
市	212	209	98.5%
町村	144	140	97.2%
合計	356	349	98.0%

○調査結果（単純集計）

(1) 退任の意向を確認する予定時期

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.令和3年6月以前	5	2.4%	4	2.9%	9	2.6%
イ.令和3年7～9月頃	15	7.2%	5	3.6%	20	5.7%
ウ.令和3年10～12月頃	66	31.6%	33	23.6%	99	28.4%
エ.令和4年1～3月頃	75	35.9%	56	40.0%	131	37.5%
オ.令和4年4月以降	48	23.0%	42	30.0%	90	25.8%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

(5) 候補者の推薦を依頼している機関・団体

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.自治会・町内会(推薦準備会で実施する場合も含む)	189	90.4%	74	52.9%	263	75.4%
イ.社会福祉協議会	13	6.2%	12	8.6%	25	7.2%
ウ.社会福祉施設・相談支援事業所	2	1.0%	4	2.9%	6	1.7%
エ.福祉・ボランティア・NPO関係団体	6	2.9%	3	2.1%	9	2.6%
オ.教育関係機関	13	6.2%	7	5.0%	20	5.7%
カ.PTA関係者	25	12.0%	0	0.0%	25	7.2%
キ.民間企業・事業者	7	3.3%	0	0.0%	7	2.0%
ク.地域サークル	17	8.1%	1	0.7%	18	5.2%
ケ.行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	12	5.7%	59	42.1%	71	20.3%
コ.現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	58	27.8%	31	22.1%	89	25.5%
サ.その他	19	9.1%	10	7.1%	29	8.3%

- ・市では90.4%の民児協で自治会・町内会(ア)に依頼しており、町村(52.9%)に比べるとその差は大きい。
- ・市ではPTA関係者(カ)に依頼している民児協が12.0%、地域サークル(ク)に依頼している民児協は8.1%であったのに対し、町村ではPTA関係者は皆無、地域サークルも0.7%であり、市と町村の違いが大きい。

(6) 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.独自の説明資料がある	25	12.0%	19	13.6%	44	12.6%
イ.独自の説明資料はない	173	82.8%	119	85.0%	292	83.7%
ウ.その他	11	5.3%	2	1.4%	13	3.7%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- ・市・町村ともに、説明資料がない民児協が8割を超え、全道では83.7%であった。

(7) 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.活用したい	188	90.0%	133	95.0%	321	92.0%
イ.特に必要ない	20	9.6%	6	4.3%	26	7.4%
ウ.その他	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- ・市・町村ともに、説明資料を活用したいと答えた民児協が9割を超え、全道では92.0%であった。

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.民児協会会長等役員(連合会長も含む)	148	70.8%	2	1.4%	150	43.0%
イ.行政職員以外の民児協事務局	9	4.3%	0	0.0%	9	2.6%
ウ.行政職員(部課長等の管理職員)	13	6.2%	63	45.0%	76	21.8%
エ.行政職員(一般職員)	16	7.7%	67	47.9%	83	23.8%
オ.市町村長	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
カ.その他	22	10.5%	8	5.7%	30	8.6%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- ・市では、民児協(アおよびイ)が担う割合が75.1%であるのに対し、町村では、行政職員(ウおよびエ)が担う割合が88.4%に上り市と町村では確認する者に大きな違いがある。

(3) 候補者探しを開始する予定時期

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.令和3年6月以前	14	6.7%	3	2.1%	17	4.9%
イ.令和3年7～9月頃	9	4.3%	3	2.1%	12	3.4%
ウ.令和3年10～12月頃	57	27.3%	17	12.1%	74	21.2%
エ.令和4年1～3月頃	61	29.2%	50	35.7%	111	31.8%
オ.令和4年4月以降	65	31.1%	67	47.9%	132	37.8%
無回答	3	1.4%	0	0.0%	3	0.9%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

(4) 候補者探しを中心的に進める者

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.民児協会会長等役員(連合会長も含む)	77	36.8%	4	2.9%	81	23.2%
イ.民児協事務局	21	10.0%	62	44.3%	83	23.8%
ウ.行政	64	30.6%	71	50.7%	135	38.7%
エ.その他	47	22.5%	3	2.1%	50	14.3%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- ・市では、民児協会会長等役員(ア)が担う割合が最も多く36.8%、次いで行政(ウ)が30.6%であるのに対し、町村では、行政職員(ウ)が担う割合が最も多く50.7%を占め、次いで民児協事務局(イ)が44.3%と続いている。
- ・ほとんどの町村では事務局を行政が担っていることから、町村では9割以上の民児協で民生委員以外が候補者探しを中心的に担っていることがわかる。

〇クロス集計による調査結果

集計方法

- ① 70歳以上の委員の割合が、市・町村それぞれの平均より高いか否か
(市平均44.8% 町村平均33.8%)
- ② 委員の充足率が、市・町村それぞれの平均より高いか否か
(市平均98.8% 町村平均96.6%)

(1) 退任の意向を確認する時期

- ・ 70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が早めに意向確認を行っている。
- ・ 充足率が平均より高い方が早めに意向確認を行っている。

(3) 委員候補者探しを開始する時期

- ・ 70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が早めに候補者探しを行っている。
- ・ 充足率が平均より高い方が早めに候補者探しを行っている。

(4) 委員候補者探しを中心的に進める者

- ・ 70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が、民児協役員が中心となって推薦依頼を行っている。
- ・ 充足率が平均より低い方が、事務局が中心となって推薦依頼を行っている。

なお、市町村民児協における改選準備時期を確認するべく、(1)「退任確認時期」と(3)「候補者探し時期」のクロス集計を行ったところ、退任の確認と候補者探しの時期はおおむね同一時期に行われており、令和

4年1月〜3月頃に行う予定と回答した民児協が一番多かったことから、本連盟では令和3年12月に希望する市町村民児協に対し、「委員候補者向け説明用パンフレット」の無償提供を実施しております。ご活用くださいますようお願いいたします。

■引き継ぐ物(もの)と事(こと)

一斉改選で引き継ぎをするのは、配布された物(もの)だけなのでしょうか。これまでの活動の中で培った経験や知識、担当区域内の情報、関係機関・団体等との友好な関係性、それから自分が関わった地域への思いや地域住民との縁、民生委員児童委員活動のやりがいや大変さなど。

何も知らない、わからない新任の委員は、そういった事(こと)も聴いてみたいのではないのでしょうか。

〇引き継ぐ物(もの)の整理

- ・ 退任される委員は引き継ぐ物(もの)を確認しましょう。
- ・ 活動記録、福祉票、各種名簿・台帳、住民支え合いマップ、生活福祉資金借受世帯記録票、広報紙、その他各種資料など
- ・ 福祉票など、個人情報記載しているものは、改めて内容を確認しておきましょう。

記載内容は客観的な事柄に留めるようにする

- ・ 市町村、地区民児協は、引き継ぐ物(もの)を統一するようにしましょう。

の(を)統一するようにしましょう。

・ 引き継ぐ物(もの)が整ったら、一覧表を作成してみましょう。

〇引き継ぐ事(こと)の整理

- ・ 担当区域の中で、引き継ぐべき事(こと)を確認しましょう。
- ・ 担当区域の良いところや留意点、協力先関係者のリストなどをまとめてみましょう。

〇不要な資料や個人情報の整理

- ・ 不要な会議資料などは処分しましょう。
- ・ 個人情報の記載がある資料はシュレッダーにかけて処分するといった処理が必要です。

・ 民児協の事務局に一括処分してもらうなど相談してみましょう。

道民児連が実施した「令和2年度民生委員児童委員協議会基本調査」によると、89.9%の単位民児協が新任委員に対して引継ぎを実施している実態が明らかになりました。しかし、一方で、「引継ぎマニュアルや要領がない」民児協が48.5%(町村では90.9%)、「引継ぎの結果を民児協事務局に報告していない」民児協が54.0%(町村では80.3%)を数え、一定の基準による引継ぎが行われていない実態も明らかになっていきます。

このことから、本連盟では民生委員児童委員引継ぎマニュアルの作成に取り組むこととなりました。来る令和4年12月の一斉改選に向け、新任委員への引継ぎの指標となるマニュアルづくりを行ってまいります。

このことから、本連盟では民生委員児童委員引継ぎマニュアルの作成に取り組むこととなりました。来る令和4年12月の一斉改選に向け、新任委員への引継ぎの指標となるマニュアルづくりを行ってまいります。

受章おめでとう
「令和3年秋の褒章・叙勲」

令和3年度、秋の褒章・叙勲で、受賞された民生委員児童委員の方々をご紹介します。(敬称略)

●秋の褒章叙勲受章者

褒章受章者

◇藍綬褒章

- 桑島 保夫 (旭川市 現)
- 亀田 浩岐 (足寄町 元)

叙勲受章者

◇瑞宝双光章

- 飛田 聖 (名寄市 現)
- 伊藤 啓一 (旭川市 現)
- 小川 清次 (旭川市 現)
- 菊地 和男 (函館市 現)
- 内田 良恵 (中頓別町 元)
- 玉置 好照 (倶知安町 元)
- 吹田友三郎 (小樽市 元)

◇瑞宝単光章

- 阿部 修一 (乙部町 現)
- 江幡 満 (厚岸町 現)
- 立花 長幸 (函館市 現)
- 浅道 忠夫 (平取町 元)
- 根竹 勉 (帯広市 元)

この人

滝川市東地区民生児童委員協議会
竹谷 冷子さん



滝川市は、空知総合振興局管内の、中空知の中心なまちです。石狩川とその一大支流・空知川が合流する付近に拓かれたまちは、その地名をアイヌ語の「ソーラプペツ」（滝のある川）を意識したことによるとされています。

滝川と言えばジンギスカン。松尾ジンギスカンに代表される味付け肉は、道民のソウルフードとして播るがぬ人気を誇ります。そのほか、小麦やそば、合鴨の生産でも全国区の知名度を持つ農業のまちでもあります。

このまちの主任児童委員として活躍する竹谷さんを訪ねました。

ルーツは学習塾

竹谷さんは平成19年から主任児童委員を続けるベテラン。「当時は若手として珍しがられたものですが、気が付いてみればもう15年も経ったのですね」。そう言って、カラカラと明るく笑います。「元来子どもが大好きでたまらない質です。このまちは主任児童委員を続けていられることは天命ですね」。

委嘱を受けるまで、これと言って地域活動に力を入れていたわけではないそう。「2人の子どもを育てる間、幼稚園から高校卒業までPTA活動を続けたくらいです」と竹谷さん。もちろんPTAを通じた経験は、主任児童委員としてのセンスに反映されていることでしょう。でも、竹谷さんを子どもたちの見守り活動に向かわせたルーツは、どうやら独身時代から自宅の一室で開いていた学習塾での経験が少なくなくそうです。「小中学生対象に算数・数学と英会話を教えていました。結婚後は自宅開講を止めましたが、子ども向け英会話は近くにある市の施設を会場にして今でも続けています」。学校とはまた違った子どもたちの顔が見られることは、竹谷さんが主任児童委員として活動する際にも大きな意義があると言います。

保護司の顔

主任児童委員の委嘱は、地域の先任者からの推薦によったそう。「とても優れた資質を備えていた先任者のように活動できるか、最初は不安で仕方ありませんでした」と、竹谷さんは当時を振り返ります。

そんな竹谷さんは、やはり前任者の強力な推挙で、もう一つの公職を引き受けています。それは保護司。保護観察下の対象者を支え、その更生を支援する保護司は、心身ともに大変な労力が求められるそうです。

「特に若年層の場合、あえて主任児童委員の活動との相違を意識しないようにすることも。表の顔や言葉から見えない部分を理解して有意な支援を行うにあたり、どちらの仕事も相互に補完しあうような気がします」。

たとえば、ネグレクトを疑われる案件で知り合った子どもと、数年後に保護観察下に置かれて再開するといった事例もあるそう。「その時に汲み上げられなかった問題の根源が、時を経て違う形で巡ってくる。そういう因果を解消するためには、二つの公職は切っても切れない関係性だと思えます」。

行政でできぬ支援を

二つの公職を実践するためには、それらを管轄する行政機関はもちろん、市役所や福祉事務所などたくさんの方の地域福祉のステークホルダーと連携することが必要です。「どの役所も、本当に真面目に問題の解消に向き合ってくれていると感心します。でも、役所には限界がある。それは組織内外との情報共有がままならないことです」。異なる役所や部局の間で、把握する情報の質や量を共通化することは、残念ながら容易ではありません。

竹谷さんは守秘義務を順守した上でと前置きして「主任児童委員と保護司の双方で関われる私たちなら、分断されがちな支援体制の懸け橋になれる」と言います。子どもたちの支援に半生を捧げる竹谷さん。その原動力はと伺うと「子どもたちが生来持つ命のエネルギー、そして大切な家族と一緒に出かけられる旅行」と答えが返ってきました。対談の間、竹谷さんが背にしていた壁には、これまでの家族旅行の写真がたくさん飾られています。すでに巣立った息子さんたちが、今度はお嫁さん同伴で旅行に参加してくれることが楽しみでならないと、この日一番笑顔で話してくれました。

認知症世界の歩き方



寛裕介 著
ライオン社
2,090円(税込)

■ 内容

「そんな簡単なこともできない」「説明したら理解させられるのだらう」。私たちは、認知症にかかった身近な人に接するときに、どうしても健常者の視点で考え、言葉を発しがちです。頭の中では病気だと分かっているにもかかわらず、患者の視点や発想で物事を捉えることはなかなか難しいことです。

それに病状についての情報は、医療従事者や介護者の専門的な視点と言葉で説明したものが多数を占めます。これではやはり、患者本人の視点を知らずには困ります。

本書の中では、専門用語は登場せず、誰もが知っている一般的な言葉を用いて、認知症にまつわる障害とそれによって引き起こされる困りごとを解説しています。カラフルな図解も多用しているので、認知症患者の頭の中を、それこそ旅行かパビリオンをめぐるかのように知ることが

できるよになっています。

さらに認知症患者とその介護にあたる人々の豊富な体験談をベースに、読者が認知症の方々が見ている世界を疑似体験できるような仕掛けもあります。

「本人に何が起きているのか分からないから、どうしたらいいの分からない」という家族や介護者の気持ち。知見の不足はストレスを蓄積させて悪循環を生みだします。本書はさまざまな表現の工夫や仕掛けを用いて、そんな負の連鎖を断ち切るうという想いでまとめられたに違いありません。

とはいえども、人の心の中、頭の中は千差万別。それをできるだけ正しく理解するためには、もちろん本書だけに頼るわけにはいきません。むしろ認知症患者に初めて向き合う人が、入門書として参考にすることがお薦めの一冊です。

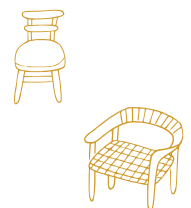
エッセイ

5 わかりあうふたり



ひときつなぐ

鳥居 一頼



このしんどさをわかってほしい
この辛さを少しでもわかってほしい
このどうしようもない痛みをわかってほしい

抱えている悩みを少し楽にしたい
気がかりのことを聴きたい
決してひとりぼっちにはしたくない

しんどさをわかってあげたい

あなたはこの家で暮らしたいと願った

辛さをわかってあげたい

あなたには手助けが必要なことがあった

痛みをわかってあげたい

あなたと出来ることもあった

会っただけで少しうれしい

あなたともっとわかりあいたい

おしゃべりするだけで気がまぎれる

あなたと穏やかにつながっていたい

いつしよにただで寂しさを忘れる

今日もあなたの顔を見たくて来ました

「何かかわったことなかった？」

【筆者紹介】

鳥居 一頼氏（りい かずよし）登別市出身。71歳。北海道教育大卒。道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。現在、登別市きずな大使として地域福祉実践計画推進を支援する傍ら、各地で地域福祉アドバイザーとしても活動している。また、道民児連が設置した「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会」の委員長をお務めいただいている。主な著書に「子どもと学ぶボランティア〜こっちよのボランティア授業論」（大阪ボランティア協会刊）、「福祉教育のキーワードと指導のポイント」（大阪ボランティア協会）、「子ども・共育・ボランティア」（長崎県ボランティア協会など）。